

かつのde“ふるさとライフ”奨励金交付要綱

平成20年5月12日訓令第32号

(目的)

第1条 この要綱は、鹿角市（以下「市」という。）内での交流居住等のために登録建物を購入若しくは賃借した者が、円滑な居住生活を送るために行った当該登録建物の修繕若しくは改修（以下「修繕等」という。）又は認定建物の所有者が市内での交流居住等を行う者の受入のために行った当該認定建物の修繕等について奨励金を交付し、もって交流人口のさらなる拡大を促進し、市の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「交流居住等」とは、市内に転入して3月に満たない移住の形態又は住所地を置く居住地と市を交互に往来しながら滞在する居住の形態をいう。

2 この要綱において「登録建物」とは、市内での長期滞在を検討している者向けの住宅として、市が鹿角市宅地建物データベースに登録した建物をいう。

3 この要綱において「認定建物」とは、登録建物のうち、市がかつ市田舎暮らし体験事業受入物件として認定したものをいう。

(奨励金交付対象者等)

第3条 奨励金は、次の各号のいずれかに該当する者に対し交付する。

(1) 交流居住等を行うため、登録建物を購入若しくは賃借し、当該登録建物の修繕等を行った者又はその者の属する団体若しくは企業の代表者（この要綱による奨励金の申請日前1年以内に市から転出したことがある者及び購入又は賃貸した登録建物の所有者と親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。）関係にある者を除く。）

(2) 認定建物の所有者で、当該認定建物の修繕等を行ったもの

(3) その他市長が適当と認めた者

2 前項に定めるもののほか、奨励金の交付に係る条件は、次のとおりとする。

(1) 修繕等は、市内に本店又は営業所等を有する業者が施工したものに限り、ただし、市長が適当と認め、かつ市内に所在がある団体にあつては、この限りでない。

- (2) 登録建物を賃貸により使用する場合にあっては、当該登録建物の所有者との間に修繕等の同意及び原状回復義務の免除が書面により確認ができること。
- (3) この要綱による奨励金の交付を受けた者及びその者と同一世帯である者は、奨励金の交付を受けることができないこと。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (4) この要綱による奨励金の交付を受けた登録建物については、奨励金の交付を受けることができないこと。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、修繕等に要した費用とし、毎年度予算の範囲内において1件の申請あたり50万円を上限とする。

(奨励金の交付の申請)

第5条 奨励金の交付の申請をしようとする者は、奨励金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 登録建物又は認定建物を使用することができる権利を証明できる書類の写し
- (2) 修繕等に関する領収書又は支払を証明できる書類
- (3) 修繕等の概要が分かる平面図及び位置図
- (4) 修繕等の施工前の状況が分かる写真及び完成写真
- (5) その他市長が必要と認めた書類

2 前項の申請は、修繕等に要した経費の支払をした日から1月以内に行ったものに限る。

(奨励金の交付の決定)

第6条 市長は、奨励金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び現地調査等により内容が適正であるかどうかを調査し、奨励金を交付すべきものと認めたときは、奨励金の交付を決定する。

(決定の通知)

第7条 市長は、奨励金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容を奨励金の交付の申請をした者に、奨励金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(奨励金の返還)

第8条 市長は、やむを得ないものと認める場合を除き、奨励金の交付決定通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨励金の全部を返還させることができる。

- (1) この要綱による奨励金の交付の対象となった登録建物又は認定建物を交付決定通知の日から1年以内に取り壊したとき。
- (2) この要綱による奨励金の交付の対象となった登録建物若しくは認定建物を交付決定通知の日から1年以内に転売し、又は賃貸借契約を解除したとき。
- (3) 第5条の規定による申請の内容に虚偽があったとき。
- (4) その他市長が返還の必要があると判断したとき。

(庶務)

第9条 この要綱の施行に関する庶務は、産業部観光交流課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年5月12日から施行する。ただし、第3条第1項第2号の規定は、6月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定をした奨励金については、第8条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

附 則 (平成21年3月31日訓令第47号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日訓令第38号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日訓令第4号）

この要綱は、平成23年3月31日から施行する。